

一 般 質 問

令和6年12月4日
第4回広尾町議会定例会

通告 順序	議席 番号	質 問 者
1	4	雄 谷 幸 裕
2	6	松 田 健 司
3	10	前 崎 茂
4	3	大 庭 克 彦
5	1	齋 藤 弘 樹

通告順序1 質問者：雄谷 幸裕

1. 町民の声、道路の維持管理及び職員の対応について

(1) 道路の維持管理について

車道のひび割れ、つぎはぎだらけで運転中に振動が激しく感じられる。オーバーレイする判断基準を伺う。

「交差点にある柵の舗装仕上げが悪い」「歩道が割れていて高齢者にとって足元が危険」との声を聞いているが、道路の点検状況と補修する判断基準を伺う。

国道の雑草について、ルート336花壇づくり事業で入口は綺麗になっているが、並木通は例年どおり雑草がひどくて見苦しく、今年は本通も雑草がひどい状況にある。町長としての考えを伺う。

(2) 職員の対応について

「挨拶をしない」、「親切でない」、「対応が悪い」、「用事が1回で済まない」との声を聞いているが、どのような機会にどのくらいの割合で職員に訓示されているのか伺う。

2. 公園整備事業の見直しについて

新たな公園づくりに関するアンケート調査では、過去に例を見ない数多くの自由意見が寄せられた。

公園整備事業の見直し案が示されたが、田中町長の選挙公報に記載された「大幅見直し」の「大幅」とは数量的に何割程度を考えていたのかを伺う。

アンケートでは、防災備蓄品の保管場所や管理方法についての課題があると、防災倉庫の「必要性」以上に「緊急性」を訴えていたが、防災倉庫の建設を令和10年度以降に再考とした町長の考えを伺う。

また、防災備蓄品の現状の保管場所や管理方法の課題を、どのようにクリアしていくのかを伺う。

3. 健全な財政運営の推進について

(1) 町債発行の抑制と町債残高減少の取組について

第5次行政改革大綱（後期）の4つの基本視点の一つに「持続可能な財政構造の実現」を掲げており、その具体的取組事項の「町債発行の抑制と町債残高減少の取組」が町内経済に少なからずとも影響を与えていると思うが、町長の認識を伺う。

(2) 財政健全化の継続の取組（物件費の抑制）について

具体的取組事項に「物件費の抑制」があり、「全物件費の一律5%削減」と明記されているが、どのような手法で削減したのか。

また、一般会計決算での令和5年度、4年度、3年度の削減効果額と削減率を伺う。

1. 町の防災、減災計画について

先月11月14日の議員協議会において示された公園整備事業の見直し案では「防災公園」の表記から「防災」の冠が外され、防災倉庫建設やかまどベンチ等の防災施設が削除されている。

一方、本年1月1日の能登半島での大地震や、8月に起きた日向灘での地震により、町民の防災や減災に対する意識はこれまでよりも高まっている。また、南海トラフ地震への警戒心から食品類の買い占めが起こり、特に主食である米にいたっては、いまだにその影響が尾を引いている。

これらのことを背景とし、次の2点について伺う。

(1) 防災・減災に対する現状の計画と防災拠点を公園整備とは別に作るのか。

(2) 備蓄物資目標数量の基準700人とあるが、その根拠と現在の物資備蓄の状況は。

2. 公園整備事業を軸としたまちづくりについて

公園整備事業案の中で「防災」の言葉が削除された以外にも、当初のコンセプトとして「一次産業の魅力を伝える場」「世代を超えて町民が交流できる施設」という考えが見直しを重ねるたびに影が薄くなっている。

また、町長の公約にもあった「道の駅の検討」が、今回の公園整備事業と重なっていく考えなのか、公園整備を軸としたまちづくりにおける施設建設の基本構想とランドデザイン（長期総合計画）を伺う。

1. 水道施設の耐震化の現状と今後の耐震化計画について

本年1月1日の能登半島地震を受け、断水が長期化し、多くの住民の生活に支障をきたした。

北海道でも千島海溝や日本海溝沿で起きると想定される巨大地震による津波対策等も講じられている。

また、地震による被害想定の下、減災対策にも注力しなければならず、とりわけ、住民生活に直結するライフラインの確保は重要である。

本町の水道施設は本町、音調津、野塚、豊似の各市街等給水にかかる配水池等水道施設や配水管について設置後の年数も経過しているが、各々の耐震化など今後の耐震化計画について伺う。

2. 会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給について

平成29（2017）年5月に「地方公務員法など地方自治法」の一部改正が公布され、令和4（2022）年度から「会計年度任用職員制度」が創設された。また、昨年度から待遇改善を目的とした従前支給されていなかった勤勉手当の支給が可能となった。

会計年度任用職員の実態はフルタイム59人、短時間勤務118人、併せて177人が勤務されている。非正規職員が半数近くおり、計画的に正職員化していくことが肝要である。一方で待遇改善についても早急に改善する必要があると考えるため、次の2点について伺う。

(1) パートタイム職員に対する勤勉手当について速やかに支給することと、期末手当の引き上げを図る。

(2) パートタイム職員の支給範囲として、総務省が示している週15.5時間以上の職員に支給する。

1. 町営墓地の現状と今後の運営管理及び合葬墓等の整備に向けた取組について

近年、急速に進展する人口減少と少子高齢化、核家族化により、墓を管理・維持することが困難となり、全国的にも墓じまいをする方が増えており、本町においても令和元年から令和6年9月までに89件の墓地区画が返還され、新たな使用申込みは令和4年11月の1件を最後に以後申込みはないと聞いている。

また、お墓の管理者の高齢化や使用墓地までの距離、墓地設置場所の周辺環境等により墓参者は年々減少しているとともに、管理者の死去及び他市町村への転出による管理継承者の不在、管理者の経済的な理由などにより、適正に管理されない無縁墓・荒れ墓が全国で急速に増加しており、昨年初めて実施された総務省の調査では、公営墓地を運営している765市町村のうち58.2%にあたる445市町村において無縁墳墓等が発生しており、今後の墓地運営にかかる大きな課題としている。

本町においても、少子高齢化や人口減少が進展しており、町営墓地の運営について同様の課題が、今後、更に顕在化してくるものと思われ、無縁墓及び荒れ墓の発生を抑制するための墓参環境の整備や墓じまいを検討している方々や経済的な理由等によりお墓の建立や納骨堂の購入が困難な方々のための合葬墓等の整備が必要ではないかと考え、次の点について町長に伺う。

(1) 豊似墓地について、周辺でヒグマの出没が確認されており、墓地区案内看板の横には「熊出没」の注意喚起の看板が設置され、当該墓地を利用している住民からは落ち着いて墓参できないとの声もある。また恒例の墳墓管理者からは、ここ数年墓参できない状況であるとのことであり、墓参者の安全を確保するための対策について

(2) 本町の町営墓地における無縁墓・荒れ墓の発生状況と判断基準及び管理者等の氏名・連絡先などの管理、無縁墓と判断した場合の処理方法について

(3) 墳墓等管理者の高齢化や管理継承者の不在、経済的な理由等により、墓の維持管理が困難な住民及び墓の建立、納骨堂などの購入が困

難な住民の中に、町営の合葬墓または合同納骨塚の設置を切望する声があり、第6次まちづくり計画においても住民ニーズを調査する記載がされているが、同施設の整備に対する考え方と今後について

2. 新たに整備予定の公園に係る修正案について

昨年度から議論されている「防災公園」について、今回の見直し案では防災倉庫は令和10年度以降に改めて整備に向けて検討し、公園に設置予定であった「かまどベンチ」や「トイレスツール」などの防災機能を削除し、有事の際に避難拠点施設の一つとして使用可能であった「町民交流館」を、防災機能を有さない「屋内遊技場」としているが、近年の日本各地で頻繁に発生している自然災害の状況や、近い将来発生が危惧されている千島海溝巨大地震による被害を考えた場合、特に太平洋沿岸に位置する本町は26メートルの津波が襲来し甚大な被害が想定されている中で、震災時の住民の命と生活を守るために、常に防災・減災を意識したまちづくりや施設等の整備を進めるべきであると考えため、次の点について町長に伺う。

- (1) 今回の公園整備計画において、「防災機能」が必要ではないという判断に至った具体的な理由について
- (2) 屋内遊技場について、住民交流という使用目的を除外することにより施設の利用者は幼年層に限られ、有事の際の避難場所としても使用しないこととなれば、当該施設を利用する住民の範囲は非常に限定的となり、住民が望む憩いの場としての公園機能の一部も削減されるものと思われるが、使用目的の変更に対する考え方について
- (3) 本年7月に行った住民説明会開催の意図・目的と、12月18日に行う予定の住民説明会開催の意図・目的の違いと住民からの意見・要望に対する対応について

3. エゾシカ等の被害に対する対応策について

道内ではエゾシカによる農業被害や交通事故などの生活関連被害が多発しており、あわせてヒグマによる人身被害も報告されている。各地域において被害防止対策の実施や有害駆除に向けた体制整備が叫ばれており、本町においても同様であり農産物への食害をはじめ、家畜伝染病の拡大防止の観点からも早急な対応を求める声の大きいものと認識している。

また、エゾシカの飛び出しによる交通事故も頻繁に発生しており、現在のところ重大な人身事故には至っていないが、今後発生する可能性も考えられる。加えて、本町市街地においても頻繁にエゾシカが多頭数出沒しており、児童などへの人身被害も懸念される状況であり、駆除に向けた体制の整備や市街地への侵入防止対策及び主要道路に対する飛び出し防止対策など、被害防止に向けて強力に進める必要があると考え、次の点について町長に伺う。

- (1) 有害駆除やパトロールなどにご協力いただいている広尾町猟友会の方々も少ない人数の中で一斉駆除などにあたっている現状を踏まえ、今後、駆除頭数を増やしていくためにも出役に対する報酬や、ハンター養成に向けた資格等の取得に対する補助などの検討について
- (2) 駆除したエゾシカ等の処理施設の整備について
- (3) エゾシカの飛び出しによる交通事故が多発している国道等における飛び策防止柵の設置など、対応策についての国や道への要請について

1. 広尾町のDX化と行政ポイント制度の導入について

広尾町は、令和5年度にデジタル田園都市国家構想の実現に向けた「第3期広尾町総合戦略」を策定した。そのような中、広尾町ではこれまで、主に現金給付や商品券の配布による補助を行ってきたが、特に商品券を活用した支援策については、印刷や郵送にコストがかかってしまう点や、換金業務に伴う事務作業の負担が課題となる。

これらの課題を解決し、町民サービスの向上と行政運営の効率化を両立する手段として、「行政ポイント制度」の導入を提案する。この制度は町民が行政サービスを利用したり地域活動に参加したりすることでポイントを取得し、そのポイントを町内限定で使える電子券として活用するものである。

以上を踏まえ、次の点について質問する。

(1) 第3期広尾町総合戦略について

計画が策定されてからの1年間で、DX化に向けた取組としてどのような施策が実施されたか。また、それらの施策によって達成された成果はどのようなものがあるか。

(2) 行政ポイント制度の導入についての見解

行政ポイント制度は、町民サービスの向上、行政運営の効率化、さらには町内経済の活性化に寄与すると考えるが、制度導入に向けた意向を伺う。

(3) 現行制度との適合性について

現在広尾町で実施している補助・助成制度の中に、行政ポイントとして発行することが可能な性質を持つものはあるか。

2. 地域活性化起業人制度の導入について

「地域活性化起業人」制度は、民間企業等の社員がそのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事し、自治体と協力して地方への人の流れを創り出すことを目的とした制度である。

北海道では、令和5（2023）年度に58市町村がこの制度を活用し、全国最多となる107名の起業人材を受け入れている。

広尾町でもこの制度を取り入れることで担い手不足や観光資源の活用、さらにはDX化の推進等といった地域課題に対して、本制度を導入することで具体的な解決策を得られる可能性があると考え、次の点について見解を伺う。

- （1）「地域活性化起業人制度」の導入についてどのように考えているか。

- （2）もし導入された場合、本町においてこの制度をどのような分野で活用できると考えているか。